

令和 2 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年4月30日(木) 午後2時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
委 員 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 担 当 部 長 木 村 均 君
子ども未来創造局 副部長兼教育政策室長 藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監 石 橋 充 久 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
学校生活支援室長 宇 根 彩 美 君
人権施策室担当室長 田 中 智佳子 君
教 職 員 人 事 室 長 金 城 忠 君
学 校 教 育 室 長 高 取 貞 光 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事 乾 敬一朗 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件
- 日程第 4 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市学校臨時休業対策費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会副教育長設置規則制定の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会公印規則及び箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務局処務規程及び箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 11 箕面市放課後等日本語教育事業実施要綱制定の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 13 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 16 生徒指導の件

(午後 2 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 2 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、中委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。それぞれ教育委員会委員関係、教育長関係、行事報告については、議案書をご覧くださいことにいたしまして、私の方からは新型コロナウイルスへの対応についてふれたいと思います。前回、3 月 19 日の定例会以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる学校園所を含めた教育委員会の取り組みにつきましては、その都度、委員の皆さんには個別に連絡をいたしまして、了承を得ながらすすめているわけですが、少し、これまでの間の整理と確認の意味で、この場でも少しお話しさせていただいて、教育長報告に代えさせていただきたいと思います。前回の定例会においては、国や大阪府から春休み期間中の教育活動等については、クラスター発生のリスクを下げるための 3 つの原則に留意すれば「行うことができる」と示されていたことから、小中学校の児童生徒への校庭開放、あるいは臨時登校日の設定、クラブ活動の実施、小中学校の施設開放、入学式の実施など、少し明るい状況について報告させていただいたと

ころです。しかしながら、翌日の3月20日に開催された「第9回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」により、なお厳しい状況が続いていることから、「春休み中の教育活動等は行わないこととする」という判断が出され、本市においても方針変更を余儀なくされました。さらにその後、5月6日までの約一ヶ月を期間とする「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、臨時休業を5月6日までとし、予定しておりました入学式は延期し、入学や新学期のオリエンテーションも中止するほか、臨時休業中の登校日の設定、校庭開放、部活動、学校の施設開放も中止することとしました。そのほか、生涯学習施設等については基本的に閉鎖し、市主催のイベントも原則中止するなどして、今日を迎えているところです。とにかく今回の件につきましては、子どもたちやご家庭に不安を与え、先行きが全く見えない厳しい状況に陥っていることから、精神的、身体的、経済的にと様々なご負担をおかけしていることも重々承知しており申し訳ない気持ちでいっぱいです。いろいろとご意見もいただいておりますので、多少の課題が残ったとしても取り組めることは、工夫をしながらすすめていきたいと思っております。一日も早く、学校園に子どもたちの笑顔が戻ってくるのを熱望しております。保護者の皆様にはご理解、ご協力をいただきたいと思っております。また、学校園の教職員や市教育委員会の事務局職員は本当に頑張ってくれています。今まで誰も経験したことのないこの緊急事態に必死で取り組んでいます。そうでなくても年度のはじめは何かと忙しく、慌ただしくなる時期です。そんな中で、それぞれが緊急かつイレギュラーな対応を行い、さらには社会の情勢の変化とともにその対応方針が急遽変更されることにまた対応するなど、本当にここまでよくしていると思っております。ぜひそのことはこの場でお伝えしておきたいと思っております。現在、テレワークや時差出勤の実施など働き方についても工夫していますが、日常生活においても適切な行動を行い、自身の感染予防にも努めて、健康を保持してもらいたいと思っております。そして、最後にこれからのことですが、見通しは全く明るくありません。報道等によりますと、緊急事態宣言は継続される可能性が高いようですし、ここにきて「9月入学・9月始業」がまことしやかに議論されております。私自身も正直不安です。後ほど案件として説明させていただくことにもなりますが、去る4月27日に大阪府教育庁からメールにより「5月7日木曜日から10日日曜日までは引き続き臨時休業とする」との方針が示されました。これはゴールデンウィーク（GW）中に示されるであろう緊急事態宣言の扱いを受けて、GW明けの5月7日に11日月曜日以降の大阪府の方針を決定をしようとするための措置です。教育委員には先ほど定例会の前に少しお話をさせていただきましたが、私もはすでにくつかのケースを想定して対策を検討しています。仮に休業が延長されるなら、休業中の家庭学習をどうするか、逆に学校が再開になれば、その再開のレベルによって、その後のスケジュールや学習内容をどうしていくのか、また休業により未指導となった学習内容について、どのように授業日を確保するかなど、複数の案はすでに持っていますが、現時点では最悪のケース、つまり休業を延長することを前提に、GW明けには、各ご家庭に、家庭学習サポート用のワークシートや学習課題プリントなどを送付する準備を進めています。最終的には大阪府の方針を受けて判断していきたいと思っております。教育委員にはまた連絡させていただきまして、その都度、了承を得たいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。少し長くなりましたが、教育長報告に代えさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第16、報告第32号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として当該案件を審議したい

と思いますが、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第3、報告第20号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。
- 副教育長（尾川正洋君）：本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針の策定にあたり、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。4月4日に決定した内容としましては、小中学校における対策として、令和2年4月8日から同年5月6日までの間、臨時休業とするといった内容です。その他、幼稚園や生涯学習施設に関しても同様の対策としております。4月15日に決定した内容としましては、保育所等における対策として、令和2年4月20日から同年5月6日までの間、市立保育所及び市立小学校の学童保育室を休所または休室とし、家庭での保育を行うことができない場合に限り受け入れることとしています。続きまして4月28日に決定した内容としましては、小中学校における対策として、令和2年5月7日から同年5月10日までの間、臨時休業とすることといたしております。なおこれらの決定事項につきましては、いずれも国及び大阪府の動向等に基づいて、随時適切な対応をとっていくこととしています。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（大橋亜由美君）：4月20日から5月6日までの間、学童保育室と保育所について、家庭では保育できない場合のみ受け入れるとなったわけですが、実際にどれくらいの数のお子さんに影響があるのか、また大きな影響が各ご家庭にあると思いますが、保護者の方々からどのようなご意見が出ているか教えてください。
- 子ども未来創造局担当副部長：まず学童保育室につきましては、3月の休業に入ってから登室率というのは、だいたい児童数の6割前後で、通常の春休みの登室率と比較しますと、少し少ない程度でございました。その後、緊急事態宣言が出されて3割程度まで登室率は減ったのですが、それでも、かなりの登室者がありましたので、4月15日に原則休室すると通知いたしましたところ、今現在、おおよそ14%から15%の間の登室率となっております。かなり少人数で学童保育を実施しているというところがございます。現在登室している子どもたちの保護者は、主には医療従事者や介護施設関係、生活必需品の販売関係の業務に従事しておられる方が中心となっております。保護者のご意見といたしましては、「仕事を家でするにあたって、子どもがいるとやりづらい」というものがありますが、今この状況ですので、できるだけご家庭でみていただくということでご協力をお願いしております。
- 教育長（藤迫稔君）：今、登室の率での説明がありましたが、具体の人数でお願いします。
- 子ども未来創造局担当副部長：現在、合計で266名程度の子どもたちが登室している状況です。休室する前につきましては、550名程度の子どもたちが来ていました。さらにそれ以前の6割程度登室している時は、約670名くらい来ていた、という状況です。
- 子ども未来創造局担当副部長：保育所につきましては、公、民を合わせて報告させていただき

ます。保育所も4月19日までは原則は保育を行っていて、ただ保育の必要度の低いかたについてはご家庭での保育を要請するというかたちだったのですが、20日からは原則として「閉める」というかたちで、保育の必要なかたは申出書を出していただいた上でお受けするというように変えさせていただきました。それ以前の17日の金曜日の状況で言いますと、市内の公立、民間の保育所、認定子ども園等で合計42園所、約2600名の子どもたちがいて、約35%、900名程度のお子さんが登園等していましたが、20日の月曜日に原則として、休所、休園になってからは、約20%、500名程度にまで落ちております。保護者の状況で言いますと、仕事はあるが心配だから休ませたいというかたもいらっしゃるが、育児休業中等であっても預けたいというかたもいらっしゃるかと、保護者により「温度差」があります。保育所の場合は基本的に長期休業というのがなく、年末年始の6日程度以外は全て保育所でお預かりしている状況だったので、長期間にわたりご家庭で子どもさんを見るということがなかなかないものですから、「しんどさ」を感じている保護者もいるように聞いておりますが、要保護家庭のお子さんはもちろんのこと、各園所において、いつでも養育状況など保護者の不安なども聞きながら1件1件丁寧に対応していただくなかで、保育の必要なかたについてはきっちりと保育をさせていただいているという状況です。

○子ども未来創造局担当副部長：先ほど学童保育についてご説明しました数字を訂正させていただきたいのですが、4月になると新1年生が学童保育の利用の対象となりますので、6割程度という人数につきまして、3月と4月ではずいぶん差が出てまいります。先ほど、6割程度670名程度と申しあげましたのは、3月時点での数字で、その後4月に新入生が入ってきた状態での6割ということになりますと、1,000名を超えるくらいの児童数になります。

○教育長（藤迫稔君）：いつもの春休みの利用率よりも今年の春休みは、特に何も依頼しなくても、保護者の皆さんが新型コロナウイルスの様子をメディアを通して聞いていて、いつもより利用率は低かったものの、それでも1,000人を超えていたのが、最終的には14%、266名くらいになっているという状況です。

○委員（高野敦子君）：この間、新型コロナウイルス感染症対策について、いろいろ対応いただきありがとうございます。2月末からの休校になった時点では、本当に突然のことで、家でどう過ごせばいいのかわからない、というところからのスタートでしたが、今、箕面市は学校の先生が授業動画をユーチューブにあげてくださっていますし、教科書も保護者がもらいに行くという形でしたが、手元に届き、うちの子どもたちも楽しみに教科書を開いてノートに書いて、というように過ごさせてもらっていることについては、準備していただいた先生がたに感謝しているところです。それに関連してなのですが、動画の視聴環境についてメールでアンケートの依頼が届きまして、家庭で動画を見ることができかどうかを聞かれました。その際、もし視聴環境が整わない場合はタブレット等を貸し出すことも案内されていました。実際にどの程度、視聴環境について回答があったのかを教えてください。

○子ども未来創造局学校教育監：授業動画の視聴環境についてアンケートをいたしましたところ、約8,000世帯の中で、家に動画の視聴環境がないと回答された家庭は4.6%、約5%でした。その家庭については、学校からメールで、動画の入った端末を貸し出ししますとご案内し、現在約100件の貸し出しをしているところでございます。今、学校で貸し出しをしている端末は、各家庭ではオンラインで使用できませんので、1週間ごとに新しい授業動画を入れた端末と交換するという形で、対応させていただいている状況です。

○教育長（藤迫稔君）：多少、今は煩雑なやりとりが発生していますが、貸し出し端末

に動画を入れるという少々アナログな方法ではありますが、ご家庭に視聴環境がなくても、動画を見ることができるといった状態にはなっています。

○委員（高野敦子君）：ありがとうございます。保護者に届いたアンケートの中で、Wi-Fi等、インターネット環境に関する詳細な質問もありましたが、回答は集約されていないのでしょうか。今後、もしオンライン授業等の計画等があるのであれば、まだ詳細は決まっていなくてもいいのですが、教えてください。

○子ども未来創造局学校教育監：まだアンケート結果は集約されておりません。集約途中のものを見た感じでは、前回の調査と同じような傾向で、家庭に利用環境がないという結果が出ております。ただ今回の調査は、もっと詳しく、家庭でオンライン授業をするにあたって、家庭にある端末のOSがどのようなものか、通信データは使い放題なのか等、回線の契約形態についても、踏み込んだアンケートをしているところです。今後の予定でございますが、現在、各家庭に課題を郵送で配布して、それを各家庭で取り組むというかたちで始めようとしています。オンラインを使った授業に関しましては、このまま休校が継続するのであれば、オンライン授業という形で取り組みたいと考えております。ただ、家にオンライン環境のない家庭に関しましてWi-Fiのルーターを調達して貸し出すことも検討しておりますが、なかなか品物が揃わないという状況がありますので、これも現在取り組んでいるところでございます。全体がオンライン授業に取り組むことができるようになるまでの間、オンラインホームルームというものをモデル的に実施しようとしております。現在電話で学校と各家庭がやりとりしているのですが、電話の回線数の関係上、全教員が全児童・生徒に1軒ずつ電話をするとなると順番が回ってくるのに2週間という時間がかかってしまいますので、そこを少しでも効率化するために、電話に代わるものとして、オンラインを使って子どもとのやりとりを進めていきたいと考えています。臨時休業が続くのであれば、これをオンライン授業へと展開していきたいと、現在考えているところです。

○委員（高野敦子君）：ありがとうございます。先ほどお話にありました学校から電話がかかってくることに付いてですが、1学期でまだ担任の先生の顔もわかっていない中ですが、先生の声が聞くことができただけでも喜んでいたので、忙しい中、本当にありがたいと感じています。それから先ほどのオンラインでの授業ですが、うちの上の子が塾でやっているのですが、かなり注意してやっていかないと動画が途中で飛んでしまったり、フリーズして途中で自分だけが授業に参加できなくなってしまったりということを体験しているので、より丁寧に進めていただきたいと思います。今回いろいろなことで学校からメールを通じてアンケートというものがいくつか送られてきているのですが、自由回答欄などがあれば課題なども書き込めるかと思えます。そういうものも通じて課題をぜひ共有して、環境が整わないから参加できないといったような差が出ないように、箕面市内の子どもたちみんながよりよい教育を受けられるように対応していただけたらと思いますので、引き続きよろしくお祈りします。

○教育長（藤迫稔君）：冒頭でもちょっと触れましたし、今学校教育監が説明したGW明けの家庭のサポートについて、もう少し詳しく、どれくらいの期間でどんなやりとりでどういうことをしようとしているかについて説明してください。

○子ども未来創造局学校教育監：家庭学習の教材を学校の方で作成しているところです。家庭学習の教材について1週間に一度郵送で家庭の方に送るように考えております。金曜日に学校から家庭に発送し、月曜日に家庭に届くというかたちを考えております。月曜日に教材が届いて、家庭で子どもたちはその課題に取り組み、週明けの次の月曜日に、郵送で学校に

返送するというかたちです。休業が続く場合は、郵送でのやりとりを行いたいと考えております。学校では子どもたちから戻ってきたプリント等の結果をしっかりと見て、丸つけをしたりコメントを書き込んだりして、また次のターンの教材送付の際に同封して返送すると考えているのですが、これがずっとこのサイクルで続くのか、5月いっぱいくらいで終わるのか、どこまでになるかはわからない状況ですが、とりあえずは5月いっぱい教材のやりとりをする方法で家庭学習を行うことと考えております。

○委員（中享子君）： 質問ですが、今の状況は全員が不安に感じていると思いますが、受験を控えている保護者や子どもたちは、特に不安だと思います。オンラインの環境が整っているか聞いていただいておりますが、オンライン環境があるならば、小学校6年生と中学校3年生の授業を先にオンラインで始めるというようなことはできないのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育監： 小6、中3に限らずオンライン授業の開始時期はそろえたいと思っています。受験への影響がどの程度出てくるかは、今現在まったく未知数であります。今年度、授業がかなり少ない状況で子どもへの影響がどの程度のものになるかはわかりませんが、できるだけ影響がないようにしたいと考えております。具体的には休業日等に授業日を確保したり、日々の補充学習を行ったり等していきたいと思っております。オンライン授業だけではなかなか理解できない部分、実際に会って話をして、横について説明しないとわからない部分もあると思っておりますので、受験も含めた学力、学習のサポートということについては、今現在在籍している児童生徒は、今回の影響が今後ずっと続くことも考えられますので、かなり長期的に取り組んでいかなければいけないと考えております。その点については、現在、事務局の中でどういった形で導入していくかを検討しているところです。小6、中3だけの授業の先行というのは今のところ考えていません。

○委員（中享子君）： 9月始業がどうなるかわからない状況の中で、今後どうなるかということが、今不安だと思うのですが、その子たちの不安をとりのぞけるかどうかがとても疑問です。それをどうしてあげたらいいかという答えが出ていないことが、はがゆく思います。オンライン授業が一番いいとは思いませんが、多少でもオンライン環境があるのであれば、オンラインでつながって先生への質問もできます。今の状況だと1週間に1回課題を送るペースだと間に合わないこともあると思います。今、聞きたいことが1週間後にしか聞けなかったりするの、オンラインだと次の日も答えが返ってくるということができると思えます。予算の関係もあると思いますが、箕面市独自でオンライン授業ができる環境が整ったなら、すぐにでも開始した方がいいのではと思っています。

○教育長（藤迫稔君）： この対応が長期のものになることが確実になったとき、オンライン授業という選択肢が出てくるので、そのためにアンケートでどれだけの家庭が、オンライン授業をできる環境にあるかを調査しているというのが、現在の状況です。

○委員（大橋亜由美君）： オンラインの話がありましたけれど、環境整備について、大学等でもオンラインでの授業をしているのですが、学生は通信料の負担が大変なようです。家庭の通信環境を整えるための補助、助成を考えていただきたいと思っております。また学校の役割として、児童生徒の学習という部分を特化していますけれども、これまで、ケアやコンサルテーションといった部分も学校が担ってきているので、今後、その辺をどういうふうに対応できるかということ、本当に大変かと思いますが、今後あわせて考えていかないといけないと思っています。支援が必要な子どもたちや親御さんが、ずっと家の中でどのような状況にあるのか、すごく心配ですし、そういったところに教育委員会としてこれまで以上に気をつけて行ってほしいと思っております。本当に私自身、今回この緊急事態の中で公共の場所が、子ど

もだけでなく親にとってもすごく大切な場所だと実感しています。今回のような状況がいったんおさまっても、再発するという可能性もあるということです。体制を整えてそなえていただけたらと思っております。また、私たち教育委員としてはこの夏に控えている教科書採択が非常に心配なので、あわせて教育委員会の方でスケジュール等を考えていただけたらと思います。

○教育長（藤迫稔君）：今、話題にはなりませんでしたが、指導しきれない学習内容についての授業日の確保をどうするかということは、現在、事務局で議論しておりますので、まだ具体的な案をお示しできませんが、その都度報告して、委員の了解をいただきたいと思えます。私は、夏休みは短縮せざるを得ないのではないかと考えています。その短縮の規模がどの程度になるのかということ、事務局で検討しているところです。大阪府や国、他の自治体では長期休業中だけでなく土曜日にも授業を行うという方向で議論がなされておりますが、私としては今のところ、土曜日に授業を行うことは考えておりません。いろいろなご家庭の声を聞くと、土曜日はいろいろなことに子どもたちのスケジュールが年間を通して入っているという声がかかなり多いので、土曜日は休みにして、長期休業中でなんとかできないかと思っております。今後の状況によっては土曜日についても、毎週とは言いませんが、隔週等で学校で授業をすることが選択肢に入ってしまうかとも思いますが、今後の様子を見て、またご相談させていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第20号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第4、報告第21号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」、日程第5、報告第22号「箕面市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱制定の件」及び日程第6、報告第23号「箕面市学校臨時休業対策費補助金交付要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国費による補助を行うための各種要綱を定めるにあたり、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容としましては、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱について、補助対象経費として新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費を加える改正を行い、児童福祉施設等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補助するため、箕面市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を定め、学校給食の中止により生じる保護者の負担を軽減するため、箕面市学校臨時休業対策費補助金を定めるものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：これは新型コロナウイルス対策として国からの補助金が手立てされているので、その交付のための準備として要綱等を制定等していくものです。今後もいくつか出てくるとは思いますけれど、よろしく願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第21号、報告第22号及び報告第23号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第7、報告第24号「箕面市教育委員会副教育長設置規則制定の件」、日程第8、報告第25号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、日程第9、報告第26号「箕面市教育委員会公印規則及び箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則改正の件」及び日程第10、報告第27号「箕面市教育委員会事務局処務規程及び箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： 本件は、教育委員会事務局組織の見直し等に伴い、関係規程を整備する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、箕面市教育委員会副教育長設置規則において、副教育長の職務を定めるとともに、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則、箕面市教育委員会事務局処務規程及び箕面市教育委員会事務決裁規程において副教育長の設置に伴う所要の措置を行ったものです。また、箕面市教育委員会公印規則及び箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則につきましては、市立生涯学習センターの指定管理制度への移行に伴い、市立生涯学習センター長の公印を廃する等の所要の措置を行ったものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 本件に関して補足すると、例年行っております、年度当初の人事異動ですとか、組織の一部変更に伴って関係法規を整備するというものになります。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第24号、報告第25号、報告第26号及び報告第27号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第11、報告第28号「箕面市放課後等日本語教育事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局人権施策室担当室長に求めます。

○子ども未来創造局人権施策室担当室長： 本件は、箕面市放課後等日本語教育事業実施要綱の制定にあたり、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容としましては、生活等に必要な日本語

能力が十分でない箕面市立の小学校又は中学校に在籍する児童及び生徒を対象として放課後及び長期休業期間中に学校において行う日本語の指導に係る事業に関し、必要な事項を定めるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第28号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第12、報告第29号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 本件は、府費負担教職員の非違行為の審査について、箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対し諮問をする必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容は、箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程第2条第1項の規定に基づき諮問を行ったものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： ないようですので、報告第29号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第13、議案第35号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学資金基金条例に基づき、奨学生を選考するために設置している箕面市奨学生選考委員会委員の任期が4月30日に満了することに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項の規定に基づき5月1日付けで任命するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： ないようですので、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第14、報告第30号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第30号を採決いたします。本件を報告どおり承認

することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第15、報告第31号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。
- 子ども未来創造局副部長：本件は、去る令和2年3月19日に開催されました令和2年第3回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第31号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：新型コロナウイルスの件については、その都度ご連絡いただきましたら対応させていただきます。われわれの方から何か相談等がある時はこれまでと同様に連絡させていただきます。
- 教育長（藤迫稔君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第16、報告第32号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは、退席してください。

(傍聴者及び当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員の退席)

- 教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案1件、報告13件は、全て議了いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和2年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時56分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）